会長 | 担当理事 | 会計

（健Ⅱ540F）（健Ⅰ255）
令和４年２月９日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言について（周知等）

オミクロン株による感染拡大が続く中新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について提言が行われたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの別添の事務連絡内容について、厚生労働省医政局より本会宛て周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

別添　オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について　令和４年２月４日（金）
新型コロナウイルス感染症対策分科会

詳細は内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室文書をご確認ください。

埼玉県八潮医師会
収受
4.2.15
第1223号

事　務　連　絡
令和４年２月８日

公益社団法人日本医師会　御中

厚生労働省医政局総務課

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言について
（周知等）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株による感染拡大が続く中、感染の場は、学校や保育所、高齢者施設、事業所に広がっており、今後、社会経済活動の維持が困難になる事態や、入院治療を要する者や重症者の増加による医療のひっ迫が懸念されています。

こうしたことを受け、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について提言が行われました。

貴会におかれましては、提言の内容についてご了知いただき、今後の対応に活かしていただくとともに、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

［添付資料］
別添　オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言について

以上

新型コロナウイルス感染症対策分科会から、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての提言が出されたことをお伝えするとともに、今後の対応に活かしていただくことや、所管団体及び独立行政法人等への周知等の対応をお願いするものです。

事　務　連　絡
令和４年２月４日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員　各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策についての分科会提言について
（周知等）

オミクロン株による感染拡大が続く中、感染の場は、学校や保育所、高齢者施設、事業所に広がっており、今後、社会経済活動の維持が困難になる事態や、入院治療を要する者や重症者の増加による医療のひっ迫が懸念されています。

こうしたことを受け、本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、政府に対して、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について提言が行われました。

今後、本提言を踏まえ、基本的対処方針の変更を含め、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じてまいります。

各府省庁におかれましては、提言の内容についてご了知いただき、今後の対応に活かしていただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（令和４年２月４日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

【問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、阪本、栗栖、中西、上田、岩熊、倉本

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
yoshitomo.kurisu.d3y@cas.go.jp
ryota.nakanishi.f5r@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
daichi.iwakuma.x9m@cas.go.jp
so.kuramoto.y3y@cas.go.jp

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

令和４年２月４日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

第12回新型コロナウイルス
感染症対策分科会

Ⅰ．オミクロン株の特徴と対策の必要性

○本年１月上旬より拡大した感染の多くはオミクロン株によるものであり、オミクロン株に関しては、「SARS-CoV-2 の変異株 B.1.1.529 系統（オミクロン株）について（第７報）」において潜伏期間がデルタ株よりも短縮し、感染のサイクル（世代時間）が早まっている可能性があり、倍加時間も短縮しているなど感染・伝播性が高いことが示されている一方で、若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくいと考えられる。

○今回拡大した感染の波に関しては、クリスマス等の年末年始の大人数のパーティーや会食でのクラスターを起点として始まり、感染の場は、学校や保育所、高齢者施設、事業所に広がっており、今後、社会経済活動の維持が困難になる事態や、入院治療を要する者や重症者の増加による医療のひっ迫が懸念される。

○足下では感染拡大の速度は低下しているが、依然として新規陽性者数の増加が続いており、これに歯止めをかけるためには、オミクロン株の特徴を踏まえた効果的な対策が求められる。

○オミクロン株の特徴を踏まえた対策を効果的に進めるためには、実際に発生しているクラスターを分析し、その特徴を踏まえることが不可欠である。

○オミクロン株対策としては、新規陽性者数を減少させ、高齢者を中心に感染者の重症化を防ぐことが重要であるところ、今回、全国知事会の協力を受けて、オミクロン株に特徴的なクラスターの事例を収集し、これを参考にしつつ、これまでの知見も含め、クラスターが多く発生している場面・場所での感染防止策を中心に提言する。

Ⅱ．オミクロン株に特徴的なクラスターの事例

○オミクロン株に特徴的なクラスターの事例として、全国知事会から以下の事例の提供を受けた。主なものは以下のとおりである。

【学校】
・運動部活動において、マスクやフェイスシールドを着用していたにもかかわらず、発声を伴う合同練習会の参加者においてクラスターが発生した事例。（高等学校）
・リコーダーの演奏時の飛沫の飛散や唾液により、小学校の児童及び教職員のクラスターが発生した事例。（小学校）
・学校活動においても、半数程度の児童が布マスクやウレタンマスクを着用していたが、クラスターが発生した事例。（小学校）
・着替え時や運動時にマスクを着用していない体育の授業で、児童及び教職員のクラスターが発生した事例。（小学校）

【保育所等】
・常時マスク着用が難しく、日常支援での密着度が高く、手指消毒等の徹底が環境的に難しい状況にあった児童福祉施設において、クラスターが発生した事例。（児童福祉施設）
・おもちゃの共有があり、１人あたりの空間密度が高い状況で、保育所の担任や園児、その家族に感染が拡大した事例。（保育所）

【高齢者施設】
・入所者が毎朝マスク着用なしで集団での健康体操を行っていたほか、施設の感染防止策（消毒液の設置、ＰＰＥ着脱等）が不十分であったことから、高齢者入所施設でのクラスターが発生した事例。（高齢者施設）
・送迎中に窓を開けていたものの、車内循環の暖房を常時入れていたことから、換気のための窓開けが不十分となり、通所型リハビリセンターでのクラスターが発生した事例。（高齢者施設）

【事業所】
・運転前のアルコール検知器を通常の室内で、運行管理者と対面で使用しており、また、消毒頻度も不足し、更衣室等の換気も不十分であった中、クラスターが発生した事例。（事業所）

Ⅲ．オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

○前記の事例等から、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策の着眼点は以下のとおりである。
・オミクロン株は感染・伝播性が高いものの、引き続き、クラスターが発生しているような場面・場所での基本的な感染防止策を徹底することが重要である。
・感染拡大のスピードが速く、無症状者や軽症者が多いため、医療のひっ迫時（レベル３）に実施することになっている高い水準の感染防止策を前倒し（例：レベル２）で実施する必要がある。
・その際には、次のことに留意する必要がある。
- 飛沫や換気の悪い場所におけるエアロゾルによる感染が多く、これに対応した対策が重要となる。
- 子どもが感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染が拡大する事例が見られる。
- 高齢者を中心に基礎疾患のある者において、オミクロン株への感染が契機となって基礎疾患が増悪する事例が多い。

○国民の皆様には、オミクロン株についても基本的な感染防止策は有効であることから、それを徹底するとともに以下の対策を進めて頂きたい。
・飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること。マスクについては不織布マスクを適切に着用すること。
・換気が悪く、大人数・大声を出すような感染リスクの高い場面・場所への外出は避けるとともに、体調不良の際の外出は控えること。
・家庭内においても、室内を定期的に換気するとともに、こまめに手洗いを行うこと。
・子どもが感染しやすくなっていることから、子どもの感染防止策を徹底すること。
・無症状病原体保有者の多い中、高齢者や基礎疾患のある者は感染した場合の重症化リスクが高いことから、いつも会う人と少人数で会う等、感染リスクを減らすこと。

○オミクロン株に対しては、新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果及び入院予防効果が回復することが示唆されており、地方公共団体等においては追加接種を速やかに実施すること。特に高齢者についてはワクチンの追加接種を可能な限り前倒しすべきである。

Ⅲ．オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（続き）

【学校等】

○オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、特に感染リスクが高い教育活動について、マニュアル※でのレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討すべきである。

※学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）については、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等で次のような取扱いが示されている。

- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、例えば、音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における児童生徒が密集する運動等については、"レベル３"地域においては行わないこと。
- 体育の授業時のマスク着用については、全体的には必要ないが、"レベル３"地域（緊急事態宣言の対象区域）で実施する場合には、運動時を除き可能な限りマスクを着用すること。
- 部活動については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限すること。
- 臨時休業の判断について、緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、地方公共団体の首長と十分相談すること。また、感染者が発生していない学校の地域一律の臨時休業については、"レベル３"の地域で行う場合もあるが、"レベル１"及び"レベル２"の地域においては行う必要性は低いこと。

○学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められる。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

○学校等の職員に対するワクチン追加接種を速やかに実施すべきである。

○また、大学等においても、これに準じて適切に対応すべきである。

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

Ⅲ．オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（続き）

【保育所】

○保育所については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」等に基づきつつ、社会機能の維持の観点から、保育の確保と感染の防止を両立させるためにも、基本的な感染防止策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、特に、以下の対策を講じ、休園した保育所の子どもに対する代替保育サービスを確保するなど、地域の保育機能を維持していくべきである。

・児童特有の事情も考慮しつつ、室内では児童が近距離で歌を歌う遊びを促したり、児童を密集させるような遊び・運動をしたりするなどのような感染リスクが高い活動を避けるとともに、できるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
・遊具や玩具等を共用する場合には、こまめな消毒、交換等を徹底すること。
・大人数での行事の自粛、特に、保護者等が参加する行事は見合わせ、または延期すること。
・保護者の送り迎え等の際には、三密を回避しながら、マスクの着用や消毒等を徹底すること。
・食事の場面では、前後の手洗いを徹底するとともに、可能な範囲で机を向かい合わせにしないなどの対応を徹底すること。
・保育士等の職員はマスクの着用を徹底すること。

○上記ガイドラインでは、子どもについては「一律にマスクを着用することは求めていません」とされているが、感染・伝播性の高いオミクロン株が子どもにまん延している現状を踏まえ、一時的にこの取扱いを見直し、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲でマスク着用を推奨すること。その上で、それぞれの児童について、息苦しくないかどうかを十分注意し、十分な時間を確保しながら、可能と考えられる場合には、正しいマスクの着用ができるよう助言や配慮を行うほか、本人の調子が悪い場合や、持続的にマスクを適切に着用することが難しい場合は、無理して着用させる必要はないとの運用を行うこと。なお、２歳未満児では、息苦しさや体調不良を訴えることや自分でマスクを外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスクの着用は推奨されない。

○濃厚接触者となった保育所の職員の早期復帰のための検査を始めとして、保育所の職員に対し積極的に検査を実施すべきである。

○保育所の職員に対するワクチン追加接種を速やかに実施すべきである。

○認定こども園、放課後児童クラブ等においても同様の取扱いとすべきである。

Ⅲ．オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（続き）

【高齢者施設】

○高齢者施設等については、高齢者を守る観点や社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、基本的な感染防止策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、特に以下の対策を講じていくべきである。

・オミクロン株は感染・伝播性が高いことを踏まえ、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の複数の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底すること。

・高齢者施設等の感染制御や業務継続について、必須業務を想定しつつ、感染制御・業務継続支援チームなどによる支援体制を強化すること。特に、高齢者施設等の利用者が新型コロナウイルス感染症から回復して退院する場合の早期受け入れや施設内の療養環境整備のため、医師・看護師を派遣する体制を構築する等、高齢者施設等での体制の強化を図ること。また、通所施設においてサービスを継続するため、導線の分離など感染対策をさらに徹底すること。

・面会者からの感染を防ぐため、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染防止策を徹底すること。また、感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のＱＯＬを考慮して、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討すること。

○高齢者施設等における日々の体調管理も徹底しつつ、集中的実施計画に基づく頻回検査を実施すべきである。

○高齢者施設等の利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施すべきである。

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

Ⅲ．オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について（続き）

【事業所】

○事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による“レベル３”への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。

・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用前後の消毒は徹底すること。
・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な（使用人数に応じた定期的な）換気、三密回避を徹底すること。
・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
・従業員の体調管理（日々の検温、必要に応じた検査等）を徹底すること。
・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。

○事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

Ⅳ．結び

○今回の提言は、オミクロン株特有のクラスターの発生状況を踏まえ、必要となる感染防止策について提言したものである。オミクロン株による感染拡大は、現在も進んでおり、政府、地方公共団体及び事業者においては、現在採られている感染防止策に加え、この提言に基づく感染防止策を速やかに実行して頂きたい。

○オミクロン株については、このほかにも、濃厚接触者の取扱い（隔離の在り方）、陽性者の取扱い（隔離、入院、退院の在り方）、検査の在り方、重症化リスクの高い住民を守るための保健医療提供リソースの配分の在り方等の課題があるが、これらについても、速やかに検討し、適切に対応されることが期待される。